

令和6年12月

春日部市議会定例会議案

議 案 目 録

令和6年12月春日部市議会定例会

議案第 85 号	専決処分の承認を求めるについて (令和6年度春日部市一般会計補正予算(第5号))	5
議案第 86 号	春日部市企業版ふるさとかすかべ応援基金条例の制定について	7
議案第 87 号	春日部市手数料条例の一部改正について	9
議案第 88 号	春日部市保育所条例の一部改正について	11
議案第 89 号	春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正について	13
議案第 90 号	春日部市国民健康保険税条例の一部改正について	16
議案第 91 号	春日部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について	21
議案第 92 号	春日部市下水道条例の一部改正について	26
議案第 93 号	春日部市総合福祉センター空調設備更新工事請負契約の議決内容の一部変更について	28
議案第 94 号	指定管理者の指定について (春日部市春日部第1児童センター)	29
議案第 95 号	指定管理者の指定について (春日部市庄和児童センター)	30
議案第 96 号	指定管理者の指定について (春日部市道の駅「庄和」)	31
議案第 97 号	指定管理者の指定について (春日部市立中央図書館、春日部市立武里図書館及び春日部市立庄和図書館)	32
議案第 98 号	令和6年度春日部市一般会計補正予算(第6号)について	33
議案第 99 号	令和6年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	34
議案第 100号	令和6年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	35
議案第 101号	令和6年度春日部市介護保険特別会計補正予算(第2号)について	36

議案第102号	令和6年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第2号） について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
議案第103号	令和6年度春日部市水道事業会計補正予算（第1号）について・・・・	38
議案第104号	令和6年度春日部市病院事業会計補正予算（第2号）について・・・・	39
議案第105号	令和6年度春日部市下水道事業会計補正予算（第1号）について・・・・	40
議案第106号	春日部市公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて・・・・	41
議案第107号	春日部市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	42

議案第 85 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第 179 条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 11 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

専決第14号

専 決 処 分 書

令和6年度春日部市一般会計補正予算（第5号）について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

令和6年10月10日

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 86 号

春日部市企業版ふるさとかすかべ応援基金条例の制定について

春日部市企業版ふるさとかすかべ応援基金条例を別紙記載のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置することに伴い、条例を制定したく提案いたします。

春日部市企業版ふるさとかすかべ応援基金条例

(設置)

第1条 本市を応援するために企業から寄せられた寄附金（次条において「企業版ふるさとかすかべ応援寄附金」という。）を活用し、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、春日部市企業版ふるさとかすかべ応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算（第4条において「予算」という。）により措置した金額及び企業版ふるさとかすかべ応援寄附金を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

春日部市手数料条例の一部改正について

春日部市手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

多機能端末機による証明書等の交付の更なる定着を図るため、多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例の規定を改正したく提案いたします。

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 （多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）</p> <p>2 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の間、別表第1春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付の項中「200円」とあるのは「<u>100円</u>」と、別表第2地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付の項中「200円」とあるのは「<u>100円</u>」と、同表住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の項中「200円」とあるのは「<u>100円</u>」と、同表戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定による戸籍証明書の交付の項中「450円」とあるのは「450円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する多機能端末機により戸籍謄抄本の交付を受ける場合については、1通につき <u>100円</u>）」とする。</p>	<p>附 則 （多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）</p> <p>2 <u>令和4年12月20日から令和7年3月31日まで</u>の間、別表第1春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付の項中「200円」とあるのは「<u>10円</u>」と、別表第2地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付の項中「200円」とあるのは「<u>10円</u>」と、同表住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の項中「200円」とあるのは「<u>10円</u>」と、同表戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定による戸籍証明書の交付の項中「450円」とあるのは「450円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する多機能端末機により戸籍謄抄本の交付を受ける場合については、1通につき <u>10円</u>）」とする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 88 号

春日部市保育所条例の一部改正について

春日部市保育所条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市立第 3 保育所の閉所に伴い、名称、位置及び定員の規定を改正したく提案いたします。

春日部市保育所条例の一部を改正する条例

春日部市保育所条例（平成17年条例第92号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条			第2条		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
春日部市立武里南保育所	春日部市大枝89番地9街区16棟	160人	春日部市立武里南保育所	春日部市大枝89番地9街区16棟	160人
			春日部市立第3保育所	春日部市粕壁6823番地	100人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 89 号

春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正について

春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 6 年 1 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、職員に係る基準及び当該職員の員数の規定を改正したく提案いたします。

春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例

春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（春日部市地域包括支援センター運営等協議会条例（平成18年条例第28号）第1条に規定する春日部市地域包括支援センター運営等協議会（以下「協議会」という。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包</p>	<p style="text-align: center;">（職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p>

括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3. 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項</u> 各号に掲げる者の中から1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項</u> 各号に掲げる者の中から2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項</u> 第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同項</u> 第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると春日部市地域包括支援センター運営等協議会条例（平成18年条例第28号）第1条に規定する春日部市地域包括支援センター運営等協議会（以下「協議会」という。）において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>前項</u> 各号に掲げる者の中から1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項</u> 各号に掲げる者の中から2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項</u> 第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項</u> 第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

春日部市国民健康保険税条例の一部改正について

春日部市国民健康保険税条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

国民健康保険税の税率等の見直しに伴い、課税額の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第3条	第3条
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p>
(基礎課税額に係る所得割額)	(基礎課税額に係る所得割額)
<p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.65</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.8</u>を乗じて算定する。</p>
(基礎課税額に係る被保険者均等割額)	(基礎課税額に係る被保険者均等割額)
<p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>39,400円</u>とする。</p>	<p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,900円</u>とする。</p>
(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)	(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)
<p>第6条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.53</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第6条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.05</u>を乗じて算定する。</p>
(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)	(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)
<p>第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>14,500円</u>とする。</p>	<p>第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>12,200円</u>とする。</p>
(介護納付金課税額に係る所得割額)	(介護納付金課税額に係る所得割額)
<p>第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.11</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.5</u>を乗じて算定する。</p>
(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)	(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)
第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介	第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介

護納付金課税被保険者 1 人について 14,900円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 27,580円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 10,150円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 10,430円

(2)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 19,700円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 7,250円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 7,450円

(3)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を

護納付金課税被保険者 1 人について 11,700円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 22,330円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 8,540円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 8,190円

(2)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 15,950円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 6,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,850円

(3)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を

除く。)

1人について 7,880円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2,900円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2,980円

2

(1)

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 5,910円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 9,850円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 15,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

1人について 19,700円

(2)

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯

1人について 2,175円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯

1人について 3,625円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯

1人について 5,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

1人について 7,250円

除く。)

1人について 6,380円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2,440円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2,340円

2

(1)

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 4,785円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 7,975円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 12,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

1人について 15,950円

(2)

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯

1人について 1,830円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯

1人について 3,050円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯

1人について 4,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

1人について 6,100円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日部市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によ

る。

議案第91号

春日部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

春日部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。) <u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。)</p> <p>(2) 学校教育法に基づく大学 <u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は <u>高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上 <u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。) <u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法に基づく大学の <u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は <u>高等専門学校</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上 <u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(9) 外国の学校において第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上

(4) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第4条

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)者については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)者については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学

以外の課程を修めて卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）者については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

科目以外の学科目を修めて卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 2 号

春日部市下水道条例の一部改正について

春日部市下水道条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設の設置の規定を改正したく提案いたします。

春日部市下水道条例の一部を改正する条例

春日部市下水道条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(除害施設の設置) 第14条 第14条の2 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質 又は項目で条例により当該公共下水道が接続 する流域下水道からの放流水に関する排水基 準が定められたもの（第5号に掲げる項目に 類似する項目及び <u>大腸菌数</u> を除く。） 当該排 水基準に係る数値	(除害施設の設置) 第14条 第14条の2 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質 又は項目で条例により当該公共下水道が接続 する流域下水道からの放流水に関する排水基 準が定められたもの（第5号に掲げる項目に 類似する項目及び <u>大腸菌群数</u> を除く。） 当該 排水基準に係る数値

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第93号

春日部市総合福祉センター空調設備更新工事請負契約の議決内容の一部変更について

令和5年9月20日付け議案第70号をもって議決された春日部市総合福祉センター空調設備更新工事請負契約の議決内容の一部を次のとおり変更する。

- 1 契約金額 「389,400,000円」とあるのを
「408,100,000円」に変更する。

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

契約金額を変更する必要性が生じたので、議決内容の一部を変更したく提案いたします。

議案第94号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
春日部市春日部第1児童センター
- 2 指定管理者に指定する団体
川口市栄町一丁目4番16号
株式会社コマーム
代表取締役 小松 秀人
- 3 指定する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

春日部市春日部第1児童センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたします。

議案第95号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
春日部市庄和児童センター
- 2 指定管理者に指定する団体
東京都文京区小石川五丁目2番2号
株式会社明日香
代表取締役 萩野 吉俗
- 3 指定する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

春日部市庄和児童センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたします。

議案第96号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
春日部市道の駅「庄和」
- 2 指定管理者に指定する団体
春日部市西金野井260番7
庄和商工会
会長 小 川 隆
- 3 指定する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市道の駅「庄和」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたします。

議案第97号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
春日部市立中央図書館、春日部市立武里図書館及び春日部市立庄和図書館
- 2 指定管理者に指定する団体
東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷 一 文 子
- 3 指定する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市立中央図書館、春日部市立武里図書館及び春日部市立庄和図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたします。

議案第98号

令和6年度春日部市一般会計補正予算（第6号）について

令和6年度春日部市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 99 号

令和 6 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 6 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第100号

令和6年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第101号

令和6年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第102号

令和6年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第103号

令和6年度春日部市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度春日部市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第104号

令和6年度春日部市病院事業会計補正予算（第2号）について

令和6年度春日部市病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第105号

令和6年度春日部市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度春日部市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第106号

春日部市公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を春日部市公平委員会委員に選任することについて同意を求める。

春日部市谷原三丁目5番地32

小 澤 賢 一

昭和31年1月21日生

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市公平委員会委員 黒川 エツ子 氏は、令和6年12月22日任期満了となりますので、上記の者を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提案いたします。

議案第107号

春日部市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市教育委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市粕壁東三丁目22番12号

第1グリーンハイツ201

松 本 朋 子

昭和54年8月9日生

令和6年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市教育委員会委員 金森 良泰 氏は、令和6年12月22日任期満了となりますので、上記の者を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案いたします。

